**西予市消費生活センターからのお知らせ（令和2年8月）**

○返品できないなどのトラブルも契約前に約款を確認

【相談内容・事例】

約款とは、事業者が契約に関する決め事をまとめたものです。利用規約とも呼ばれています。インターネット通販などの購入画面で表示される小さな文字で書かれた長い文章が約款です。約款に記載された返品や解約に関する要件を確認せずに申し込みしたため、返品できないなどの相談が寄せられています。

【注意点】

～内容を確認していなくても、契約に合意…？～

これまで、約款に関する法律の取り決めはありませんでしたが、今年４月に民法が改正され、新たに規定されました。規定には、消費者が一方的に不利な条項は無効であることや、要件を満たせば約款の条項が契約内容になり、消費者が確認していなくても契約に合意したとみなされることなどが定められています。

【トラブル防止のアドバイス】

～約款は必ず確認を～

約款を確認しておけば、トラブルを防止できる場合もあります。後悔しないためにも契約前には必ず約款を確認しましょう。

【お問合せ先】

西予市消費生活センター　℡0894-62-1285